

○学校法人東洋大学における個人情報の保護に関する規程

平成17年規程第22号・平成17年6月1日公示・平成17年4月1日施行

改正

平成23年4月1日
平成26年2月21日
平成26年4月1日
平成29年7月21日
平成30年4月1日
令和元年8月26日規程第124号
令和5年4月1日規程第76号

学校法人東洋大学における個人情報の保護に関する規程

目次

- 第1章 総則
- 第2章 個人情報の利用目的
- 第3章 個人情報の取得
- 第4章 個人データの管理
- 第5章 個人データの提供
- 第6章 保有個人データの開示等
- 第7章 仮名加工情報の取扱い
- 第8章 匿名加工情報の取扱い
- 第9章 不服の申立て
- 第10章 雑則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に基づき、学校法人東洋大学（以下「本法人」という。）における個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、本法人の責務等を明らかにするとともに、個人情報の適正かつ効果的な活用その他個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

2 個人情報の保護に関しこの規程に定めのないものについては、個人情報保護法のほか、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年12月10日政令第507号。以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年10月5日個人情報保護委員会規則第3号。以下「施行規則」という。）その他関係法令の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この規程において用いられる用語の定義については、次の各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 個人識別符号 個人情報保護法で定めるものに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、生体情報を変換した符号としてのDNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋、掌紋、公的な番号としての旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、個人番号（マイナンバー）、各種保険証その他の施行令で定める特定の個人等を識別できるものをいう。

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に

配慮を要するものとして、身体障害、知的障害、精神障害等の障害があること、健康診断その他の検査の結果、保健指導、診察・調剤情報、本人を被疑者又は被告人として逮捕、捜索等の刑事事件に関する手続が行われたことその他の施行令で定める記述等が含まれる個人情報という。

(4) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物で、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして、販売を目的に発行されたもの、随時に購入することができるものその他の施行令で定めるものを除く。）をいう。

ア 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ 個人情報を一定の規則に従って整理することにより、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

(5) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報という。

(6) 保有個人データ 本法人が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 当該個人データの在否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

イ 当該個人データの在否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

ウ 当該個人データの在否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

エ 当該個人データの在否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(7) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(8) 仮名加工情報 個人情報保護法で定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(9) 匿名加工情報 個人情報保護法で定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(10) 個人関連情報 生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

(11) 個人関連情報データベース等 個人関連情報を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるものをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本法人が収集する個人情報を取り扱う現在又は過去において関係を有する次に掲げる者に適用する。

(1) 本法人が設置する学校の学生、生徒及び園児並びにそれらの保証人又は保護者

(2) 本法人が設置する学校へ入学を志願した者

(3) 本法人の役員及び教職員

(4) 本法人が提供するサービスの利用者

(責務)

第4条 本法人は、個人情報を取り扱うに当たって、個人の人格尊重の理念の下、個人情報保護の重要性を十分に認識し、個人の権利利益を損なうことがないよう、必要な措置を講ずる。

2 本法人の教職員は、本規程及び関係法令を遵守すると共に、職務上において知り得た個人情報を漏えいし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(不適正な利用の禁止)

第4条の2 本法人は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(個人情報保護管理責任者及び個人情報取扱責任者)

第5条 本法人は、第1条に掲げる目的を達成するため、個人情報保護管理責任者(以下「管理責任者」という。)及び個人情報取扱責任者(以下「取扱責任者」という。)を置く。

2 前項に規定する管理責任者は、学部長、研究科長、研究所長、センター所長、図書館長、博物館長、事務局の部長、室長及び附属高等学校等の学校長をもってこれに充てる。

3 第1項に規定する取扱責任者は、学科長、専攻長、事務局の課長及び附属高等学校等の事務局長をもってこれに充てる。

(管理責任者及び取扱責任者の責務)

第6条 管理責任者は、本法人の個人情報の保護、管理及び取扱いに関して責任を負うとともに、個人の基本的な権利を侵害することのないよう、個人情報の保護、管理及び取扱いに当たって必要な措置を講ずる。

2 取扱責任者は、管理責任者による管理、監督のもとで、その所管する業務の範囲内における個人情報の取得、利用及び安全管理並びにその他個人情報の取扱いに係る事項について適正に処理する責任を負う。

(個人情報保護委員会の設置)

第7条 第1条に掲げる目的を達成するため、本法人に学校法人東洋大学個人情報保護委員会(以下「保護委員会」という。)を設置する。

2 保護委員会に関する規程は別に定める。

(漏えい等の報告等)

第7条の2 本法人は、取り扱う個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利を害するおそれが生じたときは、速やかに必要な対処が講じられるように、教職員等を指導するように努めなければならない。

2 前項の事態が生じた部局の取扱責任者は、当該事態が生じた旨を速やかに管理責任者に報告しなければならない。

3 前項の場合において、管理責任者は、報告された事態が個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして判断する場合は、重大事案の発生として前条に規定する保護委員会へ報告するとともに、本法人が別に定めるインシデント発生時の対応フローに基づき処理する。

4 対応フローに基づく担当部署は、当該事案が生じた旨を個人情報保護法第127条第1項に規定する個人情報保護委員会(以下「個人情報保護委員会」という。)及び文部科学省へ報告するとともに、本人へ通知する。この場合において、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 重大事案以外の事案であって、保護委員会が本人への通知が不要であると判断するとき。

第2章 個人情報の利用目的

(利用目的の特定)

第8条 個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り具体的に特定しなければならない。

2 利用目的は、本法人の教育研究及びその他の業務に必要な範囲内に限るものとする。

3 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第9条 あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童、生徒の健全な育成の推進のために特に必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して、本法人が協力する必要がある場合で、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に

支障をきたすおそれがあるとき。

- (5) 当該個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

第3章 個人情報の取得

（適正な取得等）

第10条 個人情報の取得は、適正かつ公正な手段によらなければならない。

- 2 あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する場合
- (2) 当該要配慮個人情報が、次に掲げる者により公開されている場合
- ア 本人、国の機関又は地方公共団体
- イ 報道機関、著述を業として行う者、学術研究機関等、宗教団体、政治団体その他の個人情報保護法第57条第1項各号に掲げる者
- ウ 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、国際機関その他の施行規則で定める者
- (3) 本人を目視し、又は撮影することにより外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
- (4) 第18条第1項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

（取得に際しての利用目的の通知等）

第11条 個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りではない。

- 3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合については、適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本人又は第三者人の生命、身体又は財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本法人の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令に定める事務を遂行することに対して、本法人が協力する必要がある場合で、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障をきたすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて、利用目的が明らかであると認められる場合

（利用目的の変更）

第12条 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 2 前項の規定は、前条第3項各号のいずれかに該当する場合については、適用しない。

第4章 個人データの管理

（データ内容の正確性の確保等）

第13条 本法人及び管理責任者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するように務めなければならない。

（安全管理措置等）

第14条 本法人及び管理責任者は、個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 本法人及び管理責任者は、個人データの取扱いについて、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 個人データの取扱いに当たる担当者及びその権限を明確にした上で、その業務を行わせるこ

と。

(2) 個人データは、その取扱いについて権限を与えられた者のみが業務の遂行上必要な限りにおいて取り扱うこと。

3 本法人及び管理責任者は個人データを取り扱う教職員に対して、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該教職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人データの廃棄)

第15条 個人データが記載された文書を廃棄する場合は、その内容が読み取ることができないよう、適切な手段により行うものとする。

2 個人データが記録された磁気ディスク、磁気テープ等の記憶媒体を廃棄する場合も、前項に準ずる。

(情報システムにおける個人データの管理)

第16条 情報システム及び情報ネットワークにおける個人データの管理については、学校法人東洋大学情報セキュリティ管理規程（平成29年規程第51号）その他関係規程に基づき適正に管理する。

第5章 個人データの提供

(第三者提供の制限)

第17条 本法人は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童及び生徒の健全な育成の推進のために特に必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して、本法人が協力する必要がある場合で、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障をきたすおそれがあるとき。

(5) 当該個人情報の提供が学術研究の成果の公表又は教授のため止むを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

(6) 当該個人情報を学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

2 本法人は、第三者に提供する個人データ（要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次の各号に掲げる事項について、本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間を置くこと、次に掲げる事項確実に認識できる適切かつ合理的な方法によることその他施行規則で定めるところにより、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知りうる状態に置くとともに、個人情報保護委員会（個人情報保護法第59条第1項に規定するものをいう。以下次項において同じ。）に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第8条の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りではない。

(1) 本法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

(2) 第三者への提供を利用目的とすること。

(3) 第三者へ提供する個人データの項目

(4) 第三者に提供される個人データの取得方法

(5) 第三者への提供の方法

(6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

(7) 本人の求めを受け付ける方法

(8) その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして施行規則で定める事項

3 本法人は、前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しよ

うとするときはあらかじめ、その旨について、施行規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知りうる状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

(第三者提供の適用範囲)

第18条 次の各号に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前条各項の規定の適用については、第三者に該当しない。

(1) 利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データを提供する場合

(2) 合併その他の事由による事業の継承に伴って個人データが提供される場合

(3) 特定の者との間で共同して利用される個人データを当該特定の者に提供する場合で、その旨並びに共同して利用する個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知りうる状態に置いているとき。

2 前項第3号に規定する共同利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更がある場合は、変更する内容についてあらかじめ、本人に通知し、又は本人が知りうる状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第19条 本法人は、外国（個人の権利利益を保護する上で日本と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として施行規則で定めるものを除く。以下この条及び第21条の2第1項第2号において同じ。）にある第三者（施行規則で定めるところにより本法人と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、この規程の趣旨に沿った措置（第3項において「相当措置」という。）の実施が確保されている者又は個人データの提供を受ける者が個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けている者を除く。以下この条において同じ。）に個人データを提供する場合には、第17条各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、前2条の規定は、適用しない。

2 本法人は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、施行規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 本法人は、個人データを外国にある第三者（第1項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、施行規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第20条 本法人は、個人データを第三者（個人情報保護法第16条第2項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の施行規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第17条各号又は第18条第1項各号のいずれか（前条の規定による個人データの提供にあっては、第17条各号のいずれか）に該当する場合は、この限りではない。

2 本法人は、前項の記録を、当該記録を作成した日から3年又は施行規則で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第21条 本法人は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、施行規則で定める適切な方法により、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第17条各号又は第18条第1項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるもの）にあっては、その代表者又は管理人の氏名

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 本法人は、第三者に個人データを提供する場合で、当該第三者が前項の規定による確認を行うときにおいて、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

- 3 本法人は、第1項の規定による確認を行ったときは、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の施行規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- 4 本法人は、前項の記録を、当該記録を作成した日から3年又は施行規則で定める期間保存しなければならない。

(個人関連情報の第三者提供の制限)

第21条の2 本法人は、個人関連情報データベース等を取り扱う場合、第三者が個人関連情報(個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。)を個人データとして取得することが想定されるときは、第17条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ施行規則で定めるところにより確認をしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

- (1) 当該第三者が本法人から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
 - (2) 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、施行規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。
- 2 第19条第3項の規定は、前項の規定により本法人が個人関連情報を提供する場合について準用する。
 - 3 前条第2項から第4項までの規定は、第1項の規定により本法人が確認を行う場合について準用する。

(委託に際しての契約等)

第22条 本法人は、個人データの取扱いを委託先に委託する場合、本人の同意を得ることなく、必要な範囲内で、個人データの取扱いを委託することができる。

- 2 前項に規定する委託を行う場合、委託先における個人データの安全管理のために必要となる次に掲げる事項について、契約書等で明確にしなければならない。ただし、委託の内容又は性質により、記載する必要がないと認められる事項についてはこの限りではない。
 - (1) 個人データの秘密保持
 - (2) 個人データ取扱いの再委託に当たっては、本法人へ報告すること。
 - (3) 委託契約期間
 - (4) 個人データの返却又は委託先における破棄若しくは削除
 - (5) 委託先における個人データの加工又は改ざん等の禁止又は制限
 - (6) 委託先における個人データの複写又は複製の禁止
 - (7) 事故が発生した場合における本法人への報告義務
 - (8) 事故が発生した場合における委託先の責任の明確化
 - (9) その他必要と認められる事項

- 3 前項のほか、本法人は、個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 4 委託先の選定に当たっては、個人データの安全管理について十分な措置を講じている者を選定しなければならない。

(個人データの提供に際しての契約等)

第23条 本法人は、個人データの提供を行う場合、次に掲げる事項について契約書等に記載しなければならない。ただし、個人データの提供の内容により記載する必要がないと認められる場合は、この限りではない。

- (1) 個人データの秘密保持
- (2) 個人データの再提供を行うに当たっては、本法人の了承を必要とすること。
- (3) 提供先における保管期間
- (4) 提供先における個人データの返却又は提供先における破棄若しくは削除
- (5) 提供先における個人データの複写又は複製の禁止
- (6) その他必要と認められる事項

第6章 保有個人データの開示等

(保有個人データに関する事項の公表等)

第24条 本法人は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知りうる状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。

- (1) 本法人の名称、主たる事務所の所在地及び理事長氏名
- (2) 全ての個人データの利用目的（第11条第3項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）
- (3) 次条第1項の規定による求め又は第26条第1項、第29条第1項、第30条第1項又は第31条第1項の規定に基づく請求に応じる手続
- (4) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申立て先
(利用目的の通知)

第25条 本法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し遅滞なくこれを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 第11条第3項第1号から第3号のいずれかに該当する場合
 - (2) 利用目的が、すでに公表又は明示されている場合（前条の規定により、当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合を含む。）
- 2 前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

第26条 本人は、本法人に対し、本法人が保有する当該本人が識別される保有個人データ及び第20条並びに第21条に規定する第三者提供記録（以下「保有個人データ等」という。）について、電磁的記録の提供による方法その他の施行規則で定める方法による開示を請求することができる。

- 2 前項の規定による開示請求を受けたときは、本法人は、遅滞なく、当該開示請求に係る保有個人データ等の開示の可否について決定しなければならない。
- 3 前2項の場合において、本法人が発行する所定の証明書又は本法人が定めるその他の方法により保有個人データ等の開示をする場合はこの限りではない。

(開示制限)

第27条 本法人は、保有個人データ等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該保有個人データ等の全部又は一部について開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 本法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 2 本法人は、保有個人データ等の全部若しくは一部を開示しない旨の決定したとき、当該保有個人データ等が存在しないとき又は前条第1項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示の方法)

第28条 保有個人データ等の開示は、本人に対し、第26条の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法により、遅滞なく行う。

- 2 前項に規定する方法によることが困難な場合、又はその他正当な理由がある場合は、他の適切な方法によって行う。

(訂正、追加又は削除)

第29条 本人は、本法人に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でない場合、当該保有個人データの訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）の請求をすることができる。

- 2 訂正等の請求を受けたときは、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、訂正等を行わなければならない。
- 3 訂正等を行ったときはその旨及び内容を、訂正等を行わないことを決定したときはその旨を、本人に対し、遅滞なく通知しなければならない。
- 4 前3項の場合において、本法人が定める他の方法により保有個人データの訂正等をする場合はこの限りではない。

(利用停止等)

第30条 本人は、本法人に対し、保有個人データについて、次に掲げる事由があるときは、当該固有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を請求することができる。

- (1) 当該保有個人データが第4条の2又は第9条の規定に違反して利用されている場合
- (2) 当該保有個人データが第10条の規定に違反して取得されたものである場合
- (3) 本法人が当該保有個人データを利用する必要がなくなった場合
- (4) 当該保有個人データに係る第7条の2に規定する事態が生じた場合
- (5) その他当該保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

2 前項の規定による請求を受けた場合は、本法人は、遅滞なく必要な調査を行い、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、利用停止等を行わなければならない。

3 本法人は、利用停止等を行ったときはその旨及び内容を、利用停止等を行わないことを決定したときはその旨を、本人に遅滞なく、通知しなければならない。

4 第1項の規定による請求を受けた場合で、当該個人データの利用停止等を行うことについて多額の費用を要するとき、又はその他の事由により利用停止等を行うことが困難なときは、これに代わる本人の権利利益を保護するために必要な措置をとることができる。

（第三者提供の停止）

第31条 本人は、本法人に対し、当該保有個人データが第17条第1項、第19条又は前条第1項第3号から第5号の規定に違反して第三者に提供されている場合、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

2 第三者への提供の停止の請求を受けたときの手続き及び措置については、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

（理由の説明）

第32条 第25条第2項、第27条第2項、第29条第3項、第30条第3項又は第31条第2項の規定に基づき、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、本法人が、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、原則として、その理由を付す。

（手数料等）

第33条 第25条の規定による利用目的の通知又は第26条の規定による開示に当たっての手数料及びその他必要な事項は別に定める。

第7章 仮名加工情報の取扱い

（仮名加工情報の作成等）

第33条の2 本法人は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないようにするために必要なものとして施行規則で定める基準に従い、個人情報加工しなければならない。

2 本法人は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この章において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして施行規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。

3 本法人は、第9条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第8条第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。

4 第11条の規定は、仮名加工情報について、これを準用する。

5 本法人は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第13条の規定は、適用しない。

6 本法人は、第17条第1項及び第2項並びに第19条第1項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、仮名加工情報の授受については、第18条、第20条及び第21条を準用して必要な情報を公表し、確認

し、又は記録を作成しなければならない。

- 7 本法人は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 本法人は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を仕様する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第7条の2、第8条第3項、第24条及び第26条から第33条までの規定は、適用しない。

（仮名加工情報の第三者提供の制限等）

第33条の3 本法人は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供してはならない。

- 2 第18条の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用し、必要な情報を公表しなければならない。
- 3 第14条及び前条第7項並びに第8項の規定は、仮名加工情報の取扱いについて準用し、仮名加工情報の漏えいその他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じ、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を特定するために、削除情報等を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

第8章 匿名加工情報の取扱い

（匿名加工情報の作成等）

第34条 本法人は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして、特定の個人を識別できる記述等を削除すること、個人識別符号を削除することその他の施行規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

- 2 本法人は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして、加工方法等情報に係る取扱者の権限及び責任の明確化、取扱いに関する規程類の整備及び遵守、取扱いの状況についての評価及び改善その他の施行規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 本法人は、匿名加工情報を作成したときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。
- 4 本法人は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
- 5 本法人は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 6 本法人は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

（匿名加工情報の提供）

第35条 前条第4項の規定は、本法人が匿名加工情報（自ら個人情報を加工して作成したものを除く。以下この章において同じ。）を第三者に提供するときについて準用する。

（識別行為の禁止）

第36条 本法人は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第34条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(安全管理措置等)

第37条 本法人は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第9章 不服の申立て

(不服の申立て)

第38条 第25条、第26条、第29条、第30条又は第31条の規定に基づき本法人が決定した措置に不服がある場合は、不服申立審査会（以下「審査会」という。）に対して、不服の申立てを行うことができる。

2 前項の申立てをするときは、申立人が本人であることを証明する書類を提出すると共に、次の各号に掲げる事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 申立人の氏名及び住所
- (2) 不服の申立事項及び申立理由
- (3) その他、本法人が必要と認めた事項

(審議及び本人への通知)

第39条 審査会は、前条の申立てを受けたときは、遅滞なく審議のうえ、その結果を本人に通知しなければならない。

2 前項に定める手続きに当たって、審査会が必要と認める場合は、申立人及び管理責任者並びにその他関係者から意見の聴取を行い、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(審査会)

第40条 審査会に関して必要な事項は別に定める。

第10章 雑則

(本法人による苦情の処理)

第41条 本法人は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に務める。

2 本法人は、前項の目的を達成するために、苦情処理窓口を設け、その他必要な体制の整備に努める。

(規程の解釈)

第42条 この規程の解釈又は運用に関して疑義等が生じた場合は、保護委員会において審議する。

(所管)

第43条 この規程に関する事務の所管は、総務部総務課とする。

(改正)

第44条 この規程の改正は、常務理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年規程第32号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規程第32号)

この規程は、平成26年2月21日から施行する。

附 則 (平成26年規程第61号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規程第170号)

この規程は、平成29年7月21日から施行する。

附 則 (平成30年規程第37号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年8月26日規程第124号)

この規程は、2019年8月26日から施行する。

附 則（令和5年4月1日規程第76号）

この規程は、2023年4月1日から施行する。